

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、多度津町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）青木金道西地区）を行うことについて平成29年9月14日適当と決定した。

その関係書類を多度津町産業課において平成29年9月26日から同年10月16日まで縦覧に供する。

平成29年9月22日

香川県知事 浜 田 恵 造